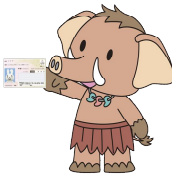
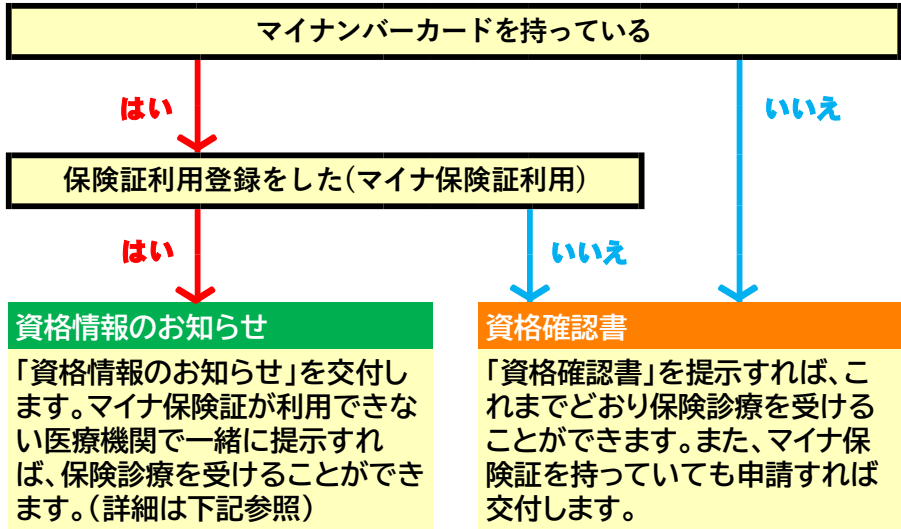


「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します

令和 6 年12 月 2 日以降、転入や退職、出生などの理由により新たに保険資格を取得した人や保険証の再発行希望者には、被保険者資格の情報(氏名・生年月日、被保険者の記号番号など)が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が保険者から交付されます。みどり市国民健康保険については下記のとおりです。



みどり市国保以外の保険に加入されている人は、加入している保険者にお問い合わせください

医療機関を受診する方法

	保険診療を受けるために必要なもの	注意事項
①	「マイナ保険証」 (保険証利用登録をしたマイナンバーカード)	カードリーダーがある場合 カードの有効期限を確認してください。
②	「マイナ保険証」 + 「資格情報のお知らせ」 または  マイナポータルの「わたしの情報」画面を提示	カードリーダーが使えない場合 「資格情報のお知らせ」だけでは保険診療を受けることはできません。左記 2 つをあわせて提示してください。
③	「資格確認書」 (マイナ保険証がない人に、保険証の有効期限が切れる前に交付します。)	マイナ保険証がない場合 限度額認定証が必要な場合は、別途申請が必要です。

マイナ保険証を持っている人・・・①または② マイナ保険証を持っていない人・・・③(※注1)

※注1:マイナ保険証を持っている人でも、「資格確認書」を希望の人には申請により交付いたします。

医療費が高額になる場合でも、マイナ保険証を利用すると、限度額認定証等がなくても、医療機関窓口で限度額を超える高額な支払いが不要になります。また、過去の薬剤・診療・健診結果の情報を医師や薬剤師などと共有でき、よりよい医療を受けることができます。